

## 論文の内容の要旨

論文題目 国際刑事裁判のディレンマ  
—— 強制力と正統性をめぐる政治学的考察 ——

氏 名 湯澤（下谷内）奈緒

本研究は国際刑事裁判が紛争の平和的解決において直面するディレンマを、裁判の強制力と正統性という 2 つの側面に着目して考察する試みである。ニュルンベルグ・東京裁判から半世紀近くを経て実現した常設の国際刑事裁判所（ICC）の設立は、混合法廷や普遍的管轄権裁判などの国際的な刑事裁判の実施とあわせて、重大な人権侵害者に対する法的正義の追求が国際社会における共通の行動規範になった証と評されてきた。しかし、実際の裁判の活動に対しては、処罰を恐れる独裁者が政権の座に固執することになり、民主体制への移行や紛争の終結を阻害しかねないと批判も出されている。独裁体制の終焉や和平合意の締結という平和の実現のために時に重大な犯罪の責任を不問にすべきか、あるいはそのような例外を認めることは国際社会に正義を打ち立てる試みを退行させ、将来の犯罪発生を助長することになるのか——「平和」対「正義」として展開されている論争を踏まえ、本研究では国際刑事裁判の法規範の特徴を考察し、国際刑事裁判に内在するディレンマの政治構造を解明することで、この問題に取り組んでいる。分析にあたっては国際政治学の理論的枠組みを中心に国際法学と比較政治学の知見も参照した学際的手法を採用し、既存のデータベースに依拠した事例研究によって検証する作業を行う。

第 1 章では国際刑事裁判の是非をめぐる「平和」と「正義」の論争を移行期正義研究に位置づけて検証し、この論争が国際政治学においては伝統的な理想主義と現実主義の論争を基底に展開されていることを確認している。「理想主義者」が、国際刑事裁判のく処罰の威

嚇>の信憑性を高め、分権的な国際社会に中央集権的な法の支配を打ち立てることで将来の犯罪を抑止しようという、国内における刑事司法システムを国際社会に適用する国内類推的構想を提示するのに対して、国際政治における法の役割に懐疑的な「現実主義者」は、国際秩序の礎を各政治共同体（主権国家）の安定に求め、その実現に必要な交渉と妥協を促すために不処罰の余地を残すべきだと主張する。その根底には国際社会の現状が並立する主権国家からなる分権的な構造であるとの認識は共有されながらも、そこにいかに平和を構築し維持するかについては、国際政治における法の役割に対する異なる評価を反映した対極な国際秩序観が存在している。

これに対して本研究では、第 2 章において国際刑事裁判の歴史を、法の執行を担保し裁判の実施を可能にする<強制力>と公正な裁判の実施を担保する<正統性>という 2 つの概念を中心に分析し、今日の国際刑事裁判の法規範が、理想主義者が過信するほど万能ではなく、また、現実主義者が説くほど無力ではないことを論じている。多国間条約によって設立された ICC と対象国の同意を基本原則とする混合裁判は、主権国家体制を所与のものと捉え、あくまで国家に訴追の「意思と能力」がない場合にのみ国際社会が「補完」的に訴追を行うものであり、世界政府が存在せず共通の警察組織を持たない国際的な刑事裁判は、捜査や逮捕において被疑者の国籍国を含む関係国に頼らざるを得ない。その一方で、今日の国際刑事裁判は戦後の国際人権・人道法の発展に基づいた高い規範的正統性を有している。戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドという重大犯罪の不処罰を許容しないとの規範を共有するに至ったものの、処罰を実現するための十分な強制力を備えていない国際社会では、不処罰を和平合意の切り札として使う<免責の確証>を与えることも、犯罪を抑止するために必要な<処罰の威嚇>を確保することも困難になっている。本稿では、このことが<処罰の威嚇>か<免責の確証>か、という伝統的な国際秩序観に基づいた対応の双方の論拠を弱めていることを指摘し、今日の国際刑事裁判の特徴を「不完全な強制力」と「規範的正統性」にあるものと捉えている。

第 3 章では前章での考察を踏まえて、本研究の主題である国際刑事裁判が抱えるディレクマの構造的要因について、裁判を支える抑止論を批判的に検討する形で考察している。国際刑事裁判の「不完全な強制力」は抑止が機能するための前提条件となる威嚇の信憑性の確保を困難にするが、本章ではさらに、紛争終結を待たずに紛争当事者の訴追を行う傾向を強める国際刑事裁判が、裁判推進者が主張する犯罪の<抑止>に加えて、目下の人権侵害行為の停止という相手方に何らかの行動を求める<強要>に近い戦略を追求していることを指摘している。相手方の作為による現状変更を求める点で、不作為による現状維持を図る<抑止>以上に困難なものと理解されている<強要>を成功させるためには、威嚇に加えて相手方に行動を促す誘因を与える必要があるというのが外交戦略論の知見だった。しかし、刑事裁判では政治的理由に基づく訴追の取り下げは認められておらず、<免責の確証>という誘因を与えることができない。国際刑事裁判は国家指導層や反政府組織指導者の逮捕という<強要>のなかでも体制の行方を左右するハードルの高い課題を追求しているにもかか

わらず、<処罰の威嚇>と<免責の確証>を両立させることができず、裁判は関係者が国際刑事裁判の「規範的正統性」を利用する形で統治の正統性を争う政治的な場に発展する余地を残していることを論じている。

第4章と第5章では、これまでにICCに付託された事態のうち、現職の国家指導者あるいは継続中の紛争の当事者（紛争当事者）が訴追対象となった事例を分析することで、前章での考察を検証した。第4章ではICC締約国が自国内の事態をICCに付託した事例（ウガンダ、コンゴ民主共和国、中央アフリカ）を分析している。3か国はいずれも内戦が継続するなかで国内の統治基盤が脆弱な政府が反政府組織指導者を主な訴追対象としてICCに事態を付託したものであり、国際刑事裁判が政敵を駆逐するための典型的な政治裁判として利用されている。第5章では国連安保理によってICCに付託された事態（スーダン、リビア）とICC検察局によって捜査が着手された事態（ケニア）を分析している。これらの事態はいずれも現職の国家元首を含む政府高官が訴追対象となっている点を特徴とするが、これまでのところ国家元首の逮捕には至っていない。裁判はICCが国家指導者を重大犯罪者として訴え、当事国とアフリカ連合（AU）が当該国家指導者を擁護する形で展開しており、前章で検証した内戦継続国においては統治の正統性をめぐる争いが国内にとどまつたのに対して、国連安保理によって「平和と安全に対する脅威」と認定された事態（およびICCの訴追が「平和に対する脅威」になると訴えたケニアの事態）では、国際レベルで国家指導者の統治の正統性が争われていることを確認している。

しかし、このことは国際刑事裁判が無力であることを意味しない。不完全ながら備わる国際刑事裁判の強制力は、政権の座を降りた権力者や武器を置いた反政府勢力指導者の訴追につながっている。また、1990年代以降、自発的に過去の人権侵害の責任追及を行う国も増えている。第6章では、国際刑事裁判の規範的正統性が各国の国内政治過程に引き起こす影響を分析し、冷戦終結後に国内統治の問題が国際平和と結び付けられ、自由民主主義国家であることが国際社会の構成的規則となるなかで、人権侵害の責任者の処罰はかつてのように民主主義の安定を脅かしかねないマイナスの要因から、国際社会の正統な構成員として認められ、援助や国際機関への加盟という便益を享受しうるプラスの要因に変化していることを論じている。

だが、人権保障をめぐる国際政治と国内政治の狭間で画一的に対処できない問題として残り続けているのが、和平交渉の際の紛争当事者の処遇である。第7章では前章で考察した裁判のうち、国際社会の圧力がより明示的な形で示された混合法廷（カンボジア、シェラレオネ、レバノン）の事例を分析し、裁判が必ずしも国内平和に寄与しているとは言い切れず、また、裁判の前提となるカンボジアにおけるクメール・ルージュ幹部イエン・サリの投降やティラー・リベリア大統領の辞任にあたっては、免責を柱とする政治的取引が行われていたことを明らかにした。また、その他の国々においても人権裁判が、紛争終結や体制移行が問題となる目下の移行期ではなく民主化後に行われており、訴追対象も現職ではなく旧体制の指導者に留まっていることから、紛争当事者の刑事訴追が紛争の平和的解決の基盤

となる交渉による現状変更を実現するうえで構造的な問題を抱えていることも指摘している。

本研究では以上のこととを確認するために、移行期正義に関する既存のデータベースに依拠した事例研究という定性的分析と定量的分析の折衷的手法を採用している。移行期正義研究では分析対象が特定の国に偏る傾向がある一方で、近年行われている統計分析ではデータの収集方法や因果関係の特定に課題が残るなど、方法論に問題を抱えている。本研究ではデータベースに記載された刑事裁判の中身を検証し、普遍的管轄権裁判を除いたほぼすべての国際的な刑事裁判を事例分析の対象とすることでこの方法論の課題にこたえることも試みたが、その過程で浮かび上がった、すべての訴追対象者が国際的な刑事訴追を重大視し、あらゆる手段を講じて訴追の停止や取り下げを図っているという事実は、逆説的に国際刑事裁判がもつ正統性の力の大きさを物語る。国際政治における法の無力を説く伝統的な現実主義者の主張にもかかわらず、国際社会で法の支配が進んでいるのは間違いない。しかし、主権国家が並立する現状における法の支配は、国内刑法を国際社会に適用して考える国内類推論者が指摘するような強制力の強化によってではなく、規範的正統性を高め、自律的遵守を促す方向で進んでいるといえるだろう。